令和７年（フ）第７１１号
兵庫県姫路市御立西３丁目２－３
破産者　株式会社エムケイ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１２９号
兵庫県加古川市平岡町土山２番地80プレステージ明石西Ⅲ204号
破産者　萬流商事合同会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９４号
北九州市八幡西区黒崎三丁目５番12号ＳＥＩＴＯビル５Ｆ
破産者　成斗建設株式会社
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２２０７号
札幌市中央区北１条西20丁目２番23―401号
破産者　根本　啓佑
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９１号
東京都町田市森野５丁目27番３―507号
破産者　小橋　得能
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８２号
東京都町田市南町田３丁目22番16号
破産者　藤沢　　昴
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２４７号
三重県三重郡菰野町大字福村878番地18
破産者　株式会社西森組
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１９０号
三重県四日市市鵜の森二丁目２番12号１Ｆ
破産者　株式会社不動産ｃａｆｅ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２４７号
三重県四日市市新正二丁目11番９号
破産者　株式会社ＫＳＳコーポレーション
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１号
三重県桑名市野田五丁目14番地３、従前の本店所在地名古屋市西区名駅二丁目28番22号
破産者　株式会社イプロ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第９１号
三重県いなべ市員弁町石仏2012番地５、前住所三重県四日市市桜新町二丁目222番地３
破産者　川添　真也
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第３７９号
滋賀県湖南市菩提寺西一丁目９番24号
破産者　株式会社リライアブルハウス
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１３６号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番２―603号
破産者　桐田　美喜
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７６号
北九州市小倉北区香春口１丁目６番13―610号
破産者　ｒｕｂｉｓｈこと松本　　縁
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９６号
北九州市小倉南区曽根北町４番16―804号
破産者　山本　克也
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３２０号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番２―603号
破産者　桐田　政人
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１９２号
相模原市南区上鶴間本町９丁目12番４号　Ｇｏｏｄ　Ｓｃａｒｌｅｔ　102
破産者　古林　智也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３６６号
山梨県甲斐市龍地5205番地
破産者　水谷　景子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ａ棟21号
破産者　横森　幾松
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
山梨県甲斐市篠原27番地
破産者　依田　　正
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８８号
熊本市中央区迎町１丁目２番８―401号
破産者　松本　直人
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係